

### 時間外労働に関する協定について

今年の3月、ある組合員の方より執行委員会に事務職員の業務の多忙さに関する声が届けられました。その内容は、近年（特に法人化後）、目に見えて業務量が増大し（年ごとに新たな業務が増える状況）、時間外勤務が常態化しているというものです。その結果、労働者の権利や健康等を守るべき労使協定における時間外勤務の上限が逆に足かせとなっており、時間外勤務の年間上限の360時間では仕事が廻らず、年度末の時間外勤務については無給労働を容認せざるを得ない現状にあるという点です。その上で、「時間外勤務の上限時間について、あくまで原則は年間360時間以内として、条件付で例えば現行第8条の1ヶ月につき60時間まで特別に延長することが出来る月数に制限を加えるとともに、やむを得ない場合には双方協議のうえ年間の360時間を超えてある一定の時間までは延長することが出来るようにしてはどうか」との提案を頂きました。

3月以降、この時間外労働の件について執行委員会や代議員会において議論を重ねてきました。執行委員会では、この問題は非常に切実、かつ重要であると捉え、課題解決に向けて全力で取り組む必要があるという認識を共有しています。しかし、同時に、「時間外労働、休日労働に関する協定」（いわゆる三六協定、下記参照）の内容を変更するためには、代議員の方をはじめ、多くの組合員の方の意見を集約し、議論を重ね、慎重にコンセンサスを得ていくプロセスが必要であるという認識もしています。

また、残業時間が多くなり、年間上限の360時間近くになってしまうこと背景には、人員配置が適切に行われていない可能性が強く考えられ、人員配置等の問題の解決を訴えていく必要もあります。したがって、現在の時間外労働の時間や内容について、その実態を把握し、組合内の合意形成が必要であったものの、今回の場合は約1ヶ月弱の準備期間しかなかったため、3月末に前年と同様の内容で法人と「時間外労働、休日労働に関する協定書」を交わしました。

しかし、職員の皆さんが気持ちよく働き、働きに見合った形の給与を受け取りたいというのは働く者にとって当然の思いだと思います。この課題については、引き続き、実態の把握、職員の方の声の集約を行い、次年度末までには、組合としての合意を得ていきたいと思っています。

そこで、執行委員会から皆さんへのお願いです。この件について皆さん方のご意見を執行委員会までお寄せ下さい。また、現在の勤務の状況（時間外・休日を含む）について可能であれば記録として残して、その実態をお知らせ下さい。よろしくお願ひいたします。

<時間外労働、休日労働に関する協定について>労働基準法では、1週ならびに1日に労務に服することが許される最長労働時間が規定されており、法定労働時間と呼ばれています（労基法第32条）。しかし、事業場の過半数労働者の同意に相当する協定が使用者との間で交わされた場合は、使用者が労働者に時間外・休日労働を行わせたとしても労働基準法には違反しません（労基法第36条）。この労使間の合意を三六協定といい、本学の協定書は、ウェブ上にも掲載されています（<http://www.kit.ac.jp/09/jinjifukumu/kisoku/roushi02100413.pdf>）。協定では、時間外労働を必要とする具体的な事由や時間の上限（常勤職員の場合：15時間/1週間、45時間/1ヶ月、360時間/1年 etc.）などが定められており、協定の第8条には、特別延長としてやむを得ない事情により上限を超える場合の規定が定められています。

### 5月1日はメーデーです

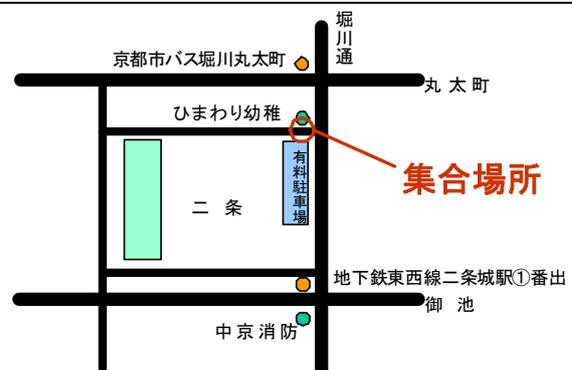
皆さまの参加をお願いいたします。

集合時間：5月1日（土）午前10：45

集合場所：二条城駐車場北交差点のひまわり幼稚園前

参加団体：京都国大教連

デモ出発：北コース6番目



### 6月1日は新入教職員歓迎会です

毎年恒例の職員組合主催の歓迎会の日程が6月1日（火）に決まりました。組合員の方も、組合員でない方も、新入の方も、そうでない方も、教員の方も、職員の方も、ポスドクの方も、皆さまのご参加をお待ちしております（参加費は誰でも無料）。お誘い合わせの上ご参加下さい。詳細は近々配布予定のチラシをご参照下さい。